

環境基本計画

平成24年4月27日

目 次

はじめに.....	3
第1部 環境の状況と環境政策の展開の方向.....	5
第1章 環境の状況及び環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿.....	5
第1節 環境と社会経済の状況.....	5
(1) 環境に関する状況.....	5
(2) 世界の社会経済の状況.....	11
(3) 我が国の社会経済の状況.....	12
第2節 今後の環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿.....	14
(1) 今後の環境政策の課題.....	14
(2) 目指すべき持続可能な社会の姿.....	16
第2章 今後の環境政策の展開の方向.....	19
(1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築.....	19
(2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化.....	21
(3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成.....	22
(4) 地域をはじめ様々な場における 多様な主体による行動と参画・協働の推進.....	23
第3章 環境政策の原則・手法.....	24
(1) 環境政策における原則等.....	24
(2) 環境政策の実施の手法.....	26
第2部 今後の環境政策の具体的な展開.....	28
第1章 重点分野ごとの環境政策の展開.....	28
第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進.....	28
第2節 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進.....	44
第3節 持続可能な社会を実現するための 地域づくり・人づくり、基盤整備の推進.....	54
第4節 地球温暖化に関する取組.....	67
第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組.....	78
第6節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組.....	86
第7節 水環境保全に関する取組.....	94
第8節 大気環境保全に関する取組.....	105
第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組.....	113
第2章 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項.....	123
第3章 放射性物質による環境汚染からの回復等.....	127

第4章 環境保全施策の体系.....	129
第1節 環境問題の各分野に係る施策.....	129
1. 地球環境の保全.....	129
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組.....	131
3. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組.....	136
4. 水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組.....	137
5. 大気環境保全に関する取組.....	138
6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組.....	141
第2節 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策.....	142
1. 経済・社会のグリーン化の推進.....	142
2. 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等.....	142
3. 国際的取組に係る施策.....	143
4. 地域づくり・人づくりの推進.....	145
5. 環境情報の整備と提供・広報の充実.....	147
6. 環境影響評価等.....	148
7. 環境保健対策、公害紛争処理等、環境犯罪対策 及び放射線による人の健康へのリスクの管理.....	148

第3部 計画の効果的実施.....	151
第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化.....	151
第2節 財政措置等.....	151
第3節 各種計画との連携.....	152
第4節 指標等による計画の進捗状況の点検.....	152
第5節 計画の弾力的対応と見直し.....	153

第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

1. 取組状況と課題

(1) これまでの取組状況

国際的な取組の主なものとしては、COP10において、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標である愛知目標やABSに関する名古屋議定書が採択された。COP10に先立ち開催された生物多様性条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)においては、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書が採択された。

また、COP10では、生物多様性の経済的価値に注目し、生物多様性の損失による経済的・社会的損失について世界規模で研究された成果を取りまとめた「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」の最終報告が公表されたほか、自然共生社会の実現に向けた取組の一つとして我が国が提唱した「SATOYAMA イニシアティブ」に関する国際パートナーシップが発足した。さらに、科学と政策をつなぐプラットフォームとなる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」の設立に向けた決議が採択されたほか、COP10での決議を受け、平成23年からの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが第65回国連総会において決定され、国際社会が協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくこととしている。

一方、我が国では、平成20年5月に生物多様性基本法が制定され、同法に基づく取組が進められている。平成22年3月には生物多様性国家戦略2010が策定され、「生物多様性の社会への浸透」、「地域における人と自然の関係の再構築」、「森・里・川・海のつながりの確保」、「地球規模の視野をもった行動」の四つの基本戦略の達成に向けた取組を実施している。生物多様性の社会への浸透に向けた取組としては、国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO・NPO等、有識者などの官民のパートナーシップによる広報が進められている。地方公共団体では平成23年11月末現在、14道県9市で生物多様性地域戦略が策定されている。また、平成23年10月には、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とした生物多様性地域連携促進法が施行された。

(2) 課題

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた今後の課題としては、COP10で採択された愛知目標の達成が挙げられる。愛知目標では、五つの戦略目標(①生物多様性の社会への主流化、②生物多様性への直接的な圧力の減少と持続可能な利用の促進、

③生態系、種及び遺伝子の多様性の保全と生物多様性の状況の改善、④生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化、⑤参加型計画立案、知識管理、能力開発を通じた実施の強化)の下、計 20 の個別目標が掲げられており、我が国として愛知目標の達成に向けた効果的かつ緊急的な施策を進めていくことが必要である。とりわけ、生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の 10 年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていくことが必要である。

また、予測される地球温暖化による影響への適応策の実施や海洋酸性化への対応、人口減少や高齢化の進展等に伴い無居住地化する地域の国土の保全管理、土地所有者の協力が得られない場合等における国土の保全管理のあり方についての検討、外来生物対策の強化なども喫緊の課題と言える。

さらに、名古屋議定書と名古屋・クアラルンプール補足議定書の早期締結に向けて国内措置の検討を進めていくことが必要である。また、IPBES の設立などの国際的取組についても積極的に関与していくことが必要である。我が国では、自然に順応したかたちで様々な知識や技術、知恵などが培われてきたが、これらに学び、豊かな生物多様性に支えられた社会を実現していくことも必要である。

2. 中長期的な目標

2050 年：生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとし、自然と共生する社会を実現

2020 年：生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な以下の行動を実施

- ①社会における生物多様性の主流化
- ②生物多様性の三つのレベル（生態系、種、遺伝子）での保全又は回復
- ③持続可能な利用による自然からの恩恵の強化

なお、生物多様性の保全と持続可能な利用を両立する「自然と共生する社会」を実現するためには、自然生態系が環境変化に対して損失・劣化・適応・回復等に要する時間を踏まえ、100 年先を見通した長期的視点を持つことが重要である。一方、一般に沿岸・海洋生態系の時間スケールは、陸域に比べ短いと言われており、生態系によって時間スケールが異なることに留意しながら取組を進める必要がある。

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

①愛知目標の達成

愛知目標の達成に向け、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するあらゆる取組は、常に愛知目標とのつながりを意識しながら進めることが重要である。このため、平成 24 年度に生物多様性国家戦略の改定を行い、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国としての方向性を明らかにし、これに基づく取組を進める。

②東日本大震災の教訓をいかした取組

東日本大震災の発生により、私たちは自然が恵みと脅威の二面性を有することを改めて実感することとなった。持続可能な農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持等を図るとともに、本来生態系が有するレジリエンスの強化を通じて国土全体にわたって自然の質を着実に向上させるなど、我が国の自然的社会的特性に応じた自然共生社会の実現を目指す。

③連携と協働による広域的・横断的な取組の推進

地域における智恵や資源をいかしつつ、人づくりを進めるとともに、地域での自主的かつ持続的な活動を尊重しつつ、地域間の「人」と「情報」の新たなネットワークを構築し、活動を活性化し、拡大していくことで、ボトムアップ型の地域づくりを進めていく。また、陸や海といった生態系や生息・生育地のつながりに加え、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。

④自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

物質の循環を健全な状態で維持し、地球温暖化の緩和、適応を進めるためには、生物多様性、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、地球温暖化の問題の相互の関係をとらえ、奥山地域から都市地域に至るまで、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の構築に向けて統合的な取組を進めていくことが重要である。具体的には、地球温暖化による生物多様性への影響の把握と地球温暖化の緩和と影響への適応、海洋酸性化による海洋生態系への影響の把握、生態系ネットワークの確保、持続可能な農林水産業の推進、生態系に配慮した再生可能エネルギーの活用（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）や未利用自然資源の活用などの取組を進める。

⑤国際的視野を持った取組の推進

我が国は IPBES の設立に向けた取組への積極的な参加や SATOYAMA イニシアティブの一層の推進など、積極的に国際社会を牽引し、国際協力を進める。

地球規模で生物多様性の損失が継続する中、我が国は食料、木材、原材料、生活用品などを輸入することにより、海外の生物多様性に影響を及ぼしている。また、

野生生物の中には国境を越えた取組が必要なものも少なくない。このため、地球規模のつながりを認識し、広域的な視点を持って国内外での取組を一体的に進める。

(2) 各主体の役割

国が果たすべき役割、その他の主体に期待される役割は以下のとおりである。

①国

生物多様性国家戦略に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を関係省庁の連携・協力により積極的に推進するとともに、地方公共団体の取組を支援する。また、国民の生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組を支援する。

②地方公共団体

地域の自然的社会的特性を踏まえた生物多様性保全や持続可能な利用のための施策を積極的に推進し、地域における多様な主体の理解、参画等を促す積極的な役割を果たすことが期待される。具体的な施策としては、生物多様性地域戦略の策定・実施や生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画の策定・実施などが挙げられる。

③国民（事業者等）

生物多様性はすべての人々のいのちの源、くらしの礎である。日常生活や社会経済活動の中ですべての人々が生物多様性の問題を捉え、その価値を認識し、国民全体で生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組を積極的に行う必要がある。これらの取組を国としても支援するとともに、主な主体ごとに特に期待される活動を以下に示す。

A. 農林漁業者

生物多様性に配慮した持続的な生産活動を通じ、安全で環境負荷の小さい食料や木材等の供給の期待に応える農林水産活動の実施などが期待される。

B. 企業

CSR 活動の推進のほか、原材料調達や土地の利用・管理に当たって生物多様性への配慮を事業活動へ組み込むことなどが期待される。

C. 民間団体（NGO・NPO 等）

生物多様性保全のための活動の実践や、広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供・体制づくりなどが期待される。

D. 学術界

科学的知見の充実と政策との連携への貢献などが期待される。

E. メディア等関係者

広報、教育、普及啓発（CEPA）の推進などが期待される。

F. 消費者

適切な商品の選択と購入などを通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することが期待される。

(3) 重点的取組事項

(2)における役割を果たすため、国は地方公共団体等との連携を深めつつ、以下のことに取り組む。

①生物多様性の主流化に向けた取組の強化

生物多様性の価値とそれを保全し、持続可能に利用するために可能な行動を人々が認識することが愛知目標における個別目標の一つとされている。生物多様性の社会への浸透を図るため、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や、生態系サービスへの支払い（PES : Payment for Ecosystem Services）、生物多様性オフセットなどの経済的手法も含め、生物多様性を主流化するための方策について検討を進める。また、自然とのふれあい活動等の推進を通じた広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品であることを認証した商品などの普及等により、個人のライフスタイルの転換に向けた取組を進める。

②生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

愛知目標では、2020年までに少なくとも陸域及び内陸水域の17%、沿岸域及び海域の10%が保護地などにより保全されることや劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献することが個別目標として掲げられている。

このため、生物の生息・生育環境とその連結性にも配慮し、国土全体にわたって生物多様性の保全上重要な地域や脆弱な自然環境の保全、都市の緑地の保全を図るとともに、今後の人口減少や高齢化の進展等に伴い、無居住地化する地域等において自然環境の回復・活用を図り、自然資源としての国土の価値を新たに創造していくことや、過去に損なわれた生態系等の自然環境の再生を推進する。

③海洋における生物多様性の保全

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で採択されたヨハネスブルク行動計画⁷の達成に向けて、海洋における生物多様性の保全については、生物多様性の観点から重要度の高い海域を抽出し、海洋保護区の充実とネットワーク化の推進を図る。

また、漁業等の従来の活動に加えて今後想定される海底資源の開発、波力や潮力

⁷ ヨハネスブルク行動計画：「代表的な海洋保護区ネットワークを2012年までに構築する」ことが含まれており、COP10ではその行動計画の達成に向けてより一層の努力が必要であることが指摘されている。

等の自然エネルギーの活用などの人間活動と海洋における生物多様性の保全との両立を図る。

④野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化

我が国に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が絶滅危惧種となっている。このため、これらの種の絶滅や減少をくい止めるための対策を引き続き進める。一方、近年、我が国においては、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣が全国的に分布を拡大し、また、北海道ではアザラシが急増しており、生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化している。このため、これらの捕獲の担い手の確保・育成、捕獲技術の開発、生息環境の整備・保全、被害防除、広域的な保護管理等の取組を進める。

また、外来種対策については、これまでも特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、特定外来生物の輸入・飼養等の規制、防除事業の実施、飼養等動植物の適正管理等の対策を進めているところであり、今後、一層の取組の強化を図る。

⑤持続可能な利用

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動である一方、我が国では、昔から農林水産業の営みが、身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生育・生息に重要な役割を果たしてきた。今後、安全で環境負荷の小さい食料や木材等の安定供給への期待に応え、生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の振興とそれを支える農山漁村の活性化が必要である。

そのため、農林水産関連施策において、生物多様性をより重視した視点を取り入れ、生物種の生育・生息環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図る。具体的には農地・水資源の保全・維持、生物多様性保全に効果の高い営農活動の導入や持続可能な森林経営等を積極的に進めるとともに、生態系に配慮した再生可能エネルギー等の利用を促進する。

また、地域の自然観光資源を保全しながら持続的に活用し、地域の振興と観光の振興を図るエコツーリズムの普及を推進するとともに、遺伝資源の利用と名古屋議定書の国内措置に関する検討を進める。

⑥国際的取組

愛知目標の達成に向けて、生物多様性日本基金を通じた途上国支援、IPBES 設立に向けた取組への積極的な参加、SATOYAMA イニシアティブの一層の推進等、国際的枠組みの構築に積極的に関与するとともに、国際的枠組みの効果的な実施のための人材育成や技術協力を積極的に進める。

また、COP9 において採択された資源動員戦略等の課題についても国際的動向を踏まえつつ、適切に対応していく。

⑦自然環境データの整備

生物多様性に関する様々な課題に取り組むためには科学的知見が重要である。このため、各種モニタリングの継続的な実施や各主体間の連携によるデータの収集・提供等の体制整備を進めるとともに、市民参加型モニタリングの充実と基礎的データとしての活用、海外を含めた大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等相互のネットワークの強化等を通じた情報の共有と公開等を通じて、自然環境データの充実に努める。

4. 取組推進に向けた指標及び具体的な目標

愛知目標の達成に向け、今後、各国は生物多様性の状況や取組の優先度等に応じて国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められている。また、愛知目標の達成状況を測るための指標についても、生物多様性条約事務局が中心となって検討が進められており、これらの動向も踏まえ、我が国としての指標を検討していくことも必要である。このような状況の下、本計画においては、本分野の取組の進捗状況の把握に向けて、以下の指標群を活用することとし、目標値の設定が適当な指標については、当該目標値（目標年次を含む）を設定する。

なお、本分野では取組の状況を測るための指標に加え、取組の評価、見直しを行う際に有用な指標として生物多様性の認識状況、持続可能な利用に関する状況、生物多様性の損失又は回復の状況等を把握するための指標を用いる。また、本分野の取組は民間セクターとの連携・協力が必要とされることから民間主体の取組の一部については補助指標として整理し、その状況を把握する。

①生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標

- ・「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度
- ・生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数
- ・エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数
- ・多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標
(補助指標)
 - ・にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイへの参加団体数等

②持続可能な利用の促進に関わる指標及び目標

- ・田園自然環境の創造に着手した地域の数
- ・バイオマスの利用量及び新産業の規模:利用量2,600万炭素トン、新産業の規模5,000億円（目標値はともに2020年）
- ・木材の供給量と需要量:供給量28百万 m^3 、需要量72百万 m^3 （目標値はともに平成27年）
- ・都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数:34万件（平成26年度）

- ・市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数：600 市町村（2020 年）
- ・森林経営計画の策定面積
（補助指標）
 - ・森林認証面積（「緑の循環」認証会議（SGEC）、森林管理協議会（FSC））
 - ・海洋管理協議会（MSC）ラベル付き製品数、マリン・エコラベル・ジャパン（MEL ジャパン）の認証件数

③生物多様性の保全・再生に関わる指標及び目標

- ・自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）
- ・都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標
- ・海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）
- ・保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数
- ・特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数
- ・河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」：約 4 割（平成 24 年度）
- ・河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」：約 3 割（平成 24 年度）
- ・脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合
- ・森林面積：育成単層林 1,030 万 ha、育成複層林 120 万 ha、天然生林 1,360 万 ha（目標値はすべて平成 27 年）
- ・保安林面積：1,281 万 ha（平成 35 年度末）
- ・国有林の保護林面積
- ・都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数

④情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標

- ・1/25,000 植生図整備状況
- ・生物多様性地域戦略の策定自治体数
- ・地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数）

第3部 計画の効果的実施

第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化

環境基本計画の効果的実施のためには、これをよりどころとしながら、社会の構成員であるすべての主体が協力し、環境の保全に向け実際に行動していくことが非常に重要である。政府は、閣議のほか関連する閣僚会議や関係府省連絡会議などの場を通じて関係機関の緊密な連携を図り、環境基本計画に掲げられた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。地方公共団体には、環境基本計画に示された方向に沿いながら、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に関する総合的な計画の策定などにより、これを総合的かつ計画的に進めることが期待される。さらに、国と地方公共団体が、相互の協力の下に、環境保全に係る政策の企画立案等の能力を向上させていくことも重要である。

また、各主体それぞれが、環境基本計画に基づいて、公平な役割分担の下に、様々な施策、取組を自主的かつ積極的に推進するために、連携、協力を密にすることが必要である。各主体は、環境基本計画に沿い、自らの行動への環境配慮の織り込みに最大限努めるものとし、その推進に当たり、環境管理システムなどの手続的手法の活用を図るものとする。特に、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与えうる政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進する。また、環境配慮の取組を一層充実させるため、環境配慮の実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を積極的に推進する。

第2節 財政措置等

国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置その他の措置を講じる。その際、本計画の進捗状況、環境の状況などを踏まえるとともに、環境保全経費の見積り方針などの運用面のあり方について検討を行った上で、必要に応じて改善を行い、これを踏まえ、関係する機関の適切な連携の下で、各種事業が総合的に推進されるよう適切に対処する。

国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境の保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

第3節 各種計画との連携

社会経済活動が、環境問題とより密接な関係を持つようになってきている今日においては、幅広い分野の政策が環境政策と関係を持つようになってきている。国は、環境に影響を及ぼすと認められる計画を策定するに当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。環境保全のための配慮に当たっては、次のような方針で臨む。

環境の保全に関する国の基本的な計画である環境基本計画と国の他の計画との間では、環境の保全に関しては、環境基本計画との調和が保たれたものであることが重要である。

国の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進する。

また、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとするとし、このため、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図る。特に、法令に環境基本計画との調和に関する規定がある計画については、当該規定を踏まえ、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう留意することとする。

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じて、その後の政策の方向につき政府に報告する。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施する。関係府省の点検が、施策の環境改善効果に関する分析、評価を可能な限り含めて実施できるよう、政府は、適切な点検手法の開発を図る。

中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して行うものとされている年次報告などに反映するとともに、環境保全経費の見積り方針の調整に反映する。

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用する。この場合に、i) 事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として指標群として用いるとともに、ii) 事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用する。また、環境問題の幅広い視点からの理解に資するものとして、iii) 環境の各分野を横断的に捉えた指標群も併せて活用する。さらに、iv) 環境と社会経済の関係を端的に表した指標として、①環境効率性を示す指標、②資源生産性を示す指標、③環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を参考として補助的に用いるとともに、④環境に対する満足度を示す指標について、今後、具体化に向けた検討を行うこととする。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。

また、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行う。さらに、持続可能な社会に係る指標の開発を行うため、複数分野を横断的に測り端的に環境の状況を把握するための指標や、従来の GDP などの経済的指標では測ることができない発展的な指標等について必要な検討とデータの整備を進める。

国は、環境基本計画に基づく施策や取組の実施状況を把握し、評価し、自ら政策の企画立案等に活用するほか、環境への取組を進める他の主体に対し環境白書をはじめ様々な手段を通じて情報を適切に提供するため、そのための体制の整備を含め、環境情報の体系的な収集、蓄積、利用を進める。

第5節 計画の弾力的対応と見直し

環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととし、必要に応じて計画の変更を行う。

なお、計画に定められた各分野の具体的な目標や、それを実現するための個別の施策については、目指すべき持続可能な社会の実現に向けて、内外の社会経済の変化や施策の検討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、「はじめに」において述べたとおり、必要に応じて弾力的に対応することが重要である。